２－１０　財団法人暴力追放青森県民会議

１　法人の概要

（平成 18 年 6 月 1 日現在）

<table>
<tr><td>代表者職氏名</td><td>会長　三村　申吾</td><td>県所管部課名</td><td>警察本部刑事部組織犯罪対策課</td></tr>
<tr><td>設立年月日</td><td>平成 4 年 4 月 23 日</td><td>基本財産</td><td>715,000 千円</td></tr>
<tr><td>主な出資者等の構成
（出資等比率順位順）</td><td colspan="3">
<table>
<tr><th>氏名・名称</th><th>金額</th><th>出資等比率</th></tr>
<tr><td>青森県</td><td>460,000 千円</td><td>64.3%</td></tr>
<tr><td>青森銀行</td><td>30,000 千円</td><td>4.2%</td></tr>
<tr><td>みちのく銀行</td><td>30,000 千円</td><td>4.2%</td></tr>
<tr><td>日本原燃(株)・電機事業連合会</td><td>30,000 千円</td><td>4.2%</td></tr>
<tr><td>青森競輪場</td><td>20,000 千円</td><td>2.8%</td></tr>
<tr><td>青森市</td><td>19,287 千円</td><td>2.7%</td></tr>
<tr><td>八戸市</td><td>16,049 千円</td><td>2.2%</td></tr>
<tr><td>弘前市</td><td>11,657 千円</td><td>1.6%</td></tr>
<tr><td>(株)東北電力青森支店</td><td>10,000 千円</td><td>1.4%</td></tr>
<tr><td>みちのく会（大手建設会社）</td><td>5,200 千円</td><td>0.7%</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>組 織 構 成</td><td colspan="3">
<table>
<tr><th>区　分</th><th>人　数</th><th>うち常勤</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>理　事</td><td>２２名</td><td>１名</td><td>県ＯＢ１名</td></tr>
<tr><td>監　事</td><td>２名</td><td>名</td><td></td></tr>
<tr><td>職　員</td><td>３名</td><td>３名</td><td>うち、相談員２名</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>業 務 内 容</td><td colspan="3">暴力追放啓蒙事業、暴力相談事業、被害者救済事業、組織離脱支援事業、不当要求防止責任者講習の実施、少年に対する暴力団の影響を排除する活動</td></tr>
<tr><td>経営状況
（平成 17 年度）</td><td colspan="2">当期収入　29,734 千円
当期支出　24,994 千円
（うち事業費　13,368 千円）
当期収支差額　4,740 千円</td><td>（その他参考）
県からの受託事業収入　1,050 千円</td></tr>
</table>

２　沿革

昭和６０年頃、暴力団の対立抗争事件が全国各地で多発し、広域暴力団が本県にも進出するなど、活発化する暴力団の活動に対する県民の危機感を背景に、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進する目的で、昭和６２年に当法人の前身である「暴力追放青森県民会議」が設立された。

暴力団による県民や県内企業を対象とした不当行為が増えるにつれ、相談活動等を恒常的に推進する必要が生じてきたこと、また、平成４年３月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の施行を機に基盤充実を図る必要があるとの判断から、前記「暴力追放青森県民会議」を発展的に解消して平成４年４月２３日に現在の「財団法人暴力追放青

森県民会議」を設立するに至った。

3　課題と点検評価

（1）役割

当法人は、暴力団対策法の規定に基づき、公安委員会から本県において唯一「暴力追放運動推進センター」として指定された法人であり、同法に規定される事業を行うものとされている。主な事業としては、以下のようなものがある。

・暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。

・暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。

・公安委員会の委託を受けて責任者講習を行うこと。

・暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。

上記の事業を実施することにより、県民の暴力団追放意識と暴力追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立し、暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することが当法人の役割である。

（2）経営状況

当法人の事業資金は、基本財産７億１，５００万円の運用収入と賛助会費及び寄付金で賄われている。

基本財産はすべて青森県債を購入して運用しており、その内容は、平成８年３月に３億５千万円（年利３．３８％）、平成１３年５月に４億円（年利１．４２％）、平成１７年５月に１億６千万円（年利１．３％）となっている。当法人によると、このうち、平成８年３月購入の３億５千万円が平成１８年３月３１日に満期となったため、現在、残りの２つの県債で運用を行っているが、金利の高い県債による運用がなくなったことにより、平成１７年に１，３８６万円あった運用収入が、平成１８年度は６８２万円と大幅に減少する見込みであるとのことであった。

現在は、満期となった県債の償還金などにより２億２，７００万円の銀行定期預金があり、この預金を運用すれば、厳しい状況が若干ではあるが改善されることから、この点について確認したところ、「１０年ものの国債を購入したいと考えていたが、金利動向を踏まえ、今のところは購入を控えている。今後の利率変動を見ながらなるべく利率の高いものを購入したい。」との回答があった。

ゼロ金利が解除され、いずれ高利率の商品が出てくることを期待しての判断だと考えられるが、経済動向を踏まえながら適切に運用を行っていただきたい。

一方、賛助会費収入については、平成１５年度１，３００万円、平成１６年度１，５１７万円、平成１７年度１，４２１万円と推移している。１６年度から１７年度にかけて減少しているのは、賛助会員数が減ったためではなく、経営悪化のため大口の会員から会費が得られなくなったためであるとの説明があった。このように経営悪化を理由に退会や口数を減らす会員が多く、賛助会費も安定した収入源となっていないことが問題として認められた。

賛助会員の加入促進の取組について、本来であれば、当法人の事業活動が広く県民や企業に浸透し、その活動に対する賛同により会員が増えていくことが望ましいことから、当法人の活動についてＰＲをしつつ、加入の働きかけを行うように心がけてもらいたい。

また、相談に訪れた方、弁護士、暴力団対策等に関心を持っている方や講演を頼まれた方に加入の働きかけをしているということであり、こうした活動も引き続き行っていただきたい。

基本財産運用収入、賛助会費収入のいずれも問題を抱えており、事業資金の確保が危ぶまれるが、この点については、当法人から「賛助会員の拡大に努めるとともに約１，０００万円の繰越金があるので、それを充当していく。」と説明があった。この繰越金は、基本財産運用収入が大

きく減少することを見越して計画的にストックしてきたということであるが、予算を見て気づくのは、次期繰越収支差額がゼロになるような組み方をしていることである。予算上は前期繰越収支差額を含めてすべて事業化し、次期繰越収支差額をゼロにしているが、この方法だと実際にかかる経費よりも多くの予算が割り当てられることになり、予算執行の目標とならなくなる。

当法人によると、従来からこの方法でやってきており、予算上すべて使い切らなければならないものと認識していたということであるが、繰越金はあって良いし、繰越金を増やしていく計画なのであれば、実態に合わせてそのように予算を組むことが望ましい。

（３）業務執行状況

当法人の組織体制は、専務理事１名、相談員２名、経理事務員１名の計４名となっている。東北各県や同等規模県の人員も４名であり、妥当な人員であると認められる。理事、評議員の人員については、平成１８年５月に、理事について２０～３０名を１５～２５名へ、評議員について４０～６０名を２０～３０人へと変更する「財団法人暴力追放青森県民会議寄附行為」の一部改正を行ったところである。

組織の見直しについては、平成１５年に専務理事を事務局長兼務とし、事務局長を相談員として再雇用することにより、給与の圧縮を図ったほか、専務理事の退職金を減額するなど管理費の節減を図っていることが認められ評価したい。

当法人の主な業務として、従来から新聞、電光掲示板、ラジオ等による広報宣伝活動を行っているほか、県下各警察署で発行している「交番だより（駐在だより）」や、県内商工会議所の会報に広告を無料で掲載してもらうなど、当委員会の意見を参考に、事業の改善を図っていることが確認できた。さらに、県下の全バス車内、公衆浴場、ＪＲ駅構内等に「暴力団追放三ない運動」のポスターを掲示し、暴力団の被害に遭わないための心構えを広く県民に訴えている。

また年に１度「暴力追放青森県民大会」を開催しており、昨年度は参加者約８００名の規模で実施している。

このように県民向けの広報活動に努力を続けていることは確認できたものの、当法人の存在は県民に浸透していないのではないかと思われる。先にも述べたように、いかにして当法人の存在や活動内容を広く県民に知ってもらうかが、当法人の事業活動を安定的に行う上でも重要な課題となっている。そのためにも、どのような広報のやり方が効果的なのかを検討していただきたい。

具体的には、まず相談に訪れた人の年齢層を分析してみることである。相談者の年齢層が若いのであれば、若い人が集まる場所にポスターを掲示した方がよいという発想に繋がるであろう。また、相談者がどのような方法で当法人を知ったかを調査することにより、どの広報媒体に力を入れるべきかなどの検討材料となるはずである。従来のやり方にとらわれず、いろいろ知恵を出して取り組んでいただきたい。

今後は基本財産の運用収入が大幅に減少し、その収入だけでは事業資金の確保が困難になるという厳しい財政状況を踏まえ、事業資金の確保だけではなく、個々の事業を見直し、事業費の削減にも努めていかなければならない。経費のかけ方を検討するなどして、経費削減に繋げていただきたい。

４　当法人に対する提言

当法人が財政基盤の安定化を図り、県内で唯一の「暴力追放運動推進センター」として、その役割を適切に果たしていくことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

（１）賛助会員の加入促進と事業の見直し

平成１８年度以降は基本財産の運用収入が大幅に減少し、その収入だけでは事業資金の確保が

困難になることが見込まれることから、これまで以上に賛助会員の加入促進に努めるとともに、事業資金の状況に応じて事業内容等の見直しを行うこと。

（２）組織の認知度を上げるための取組

当法人の役割である、暴力団による不当行為の予防知識の普及、暴力追放の思想の高揚、暴力相談活動などの事業目的を達成するためにも県民や県内企業に対して組織の存在や活動内容の浸透を図ることが重要であり、組織の認知度を上げるために効果的な広報手段について検討すること。

最後に、当法人は非常に厳しい財政状況ではあるが、限られた事業費の中で県民のために有効な事業を行うことによって、当法人の存在価値を広く認知してもらうことが大切であると考える。そしてまた、こうした活動を通じて賛助会員の増加にもつながることを期待したい。